

令和 4 年 第 8 回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和 4 年 8 月 5 日（金） 午前 9 時 03 分～ 9 時 45 分
 2. 開催場所 白石町役場3階大会議室
 3. 出席委員（34 人）

1 番	木下善明	委員	2 番	溝口俊弘	委員	3 番	外尾正則	委員
4 番	藤井啓二	委員	5 番	森口弘実	委員	6 番	大串 勝	委員
7 番	川崎勝巳	委員	8 番	渕上 誠	委員	9 番	久原 勤	委員
10 番	川崎哲朗	委員	11 番	池上勝文	委員	12 番	川崎正明	委員
13 番	橋本重吉	委員	15 番	山下正行	委員	16 番	江口和広	委員
17 番	土井哲夫	委員	18 番	津田 保	委員	19 番	森 邦之	委員
20 番	有田勝也	委員	21 番	川崎敏樹	委員	22 番	中村康則	委員
23 番	香月伸幸	委員	26 番	川崎照子	委員	27 番	田口千津子	委員
28 番	片渕秋正	委員	29 番	香月藤芳	委員	30 番	香月一夫	委員
31 番	松尾利助	委員	32 番	光武直広	委員	33 番	筒井政信	委員
34 番	外尾美津子	委員	35 番	一ノ瀬美佐子	委員	36 番	津田裕之	委員
37 番	片渕久司	委員						
 4. 欠席委員（3 人）

14 番	香月幸雄	委員	24 番	溝上博信	委員	25 番	岩石 学	委員
------	------	----	------	------	----	------	------	----
 5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2
 - 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 5 農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について
 - 6 令和 4 年白石町農用地利用集積計画（8 号）の承認決定について
 - 7 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 報告事項
- 1 合意解約の報告
 - 2 農地パトロールの実施報告について
- 業務連絡事項
- 1 第 9 回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所…令和 4 年 9 月 5 日（月）9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
 - 2 その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 久原正好

課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	川崎正己
農地農政係	香月麻里

7. その他出席職員

農業振興課 農政係	湊上悦子
-----------	------

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和4年8月第8回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、14番香月幸雄委員・24番溝上博信委員・25番岩石学委員から欠席の届け出がっております。

ただ今の出席委員は37名中34名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、13番 橋本重吉委員、15番 山下正行委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第162号 =

議長 初めに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第162号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第162号。権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望で、譲渡人〇〇の持ち分3分の1のみの贈与です。

議案の位置図は、1ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

先月も私、一番初めじゃなかったかと思えます。トップバッターばかりやっているようですが、先月の27日に事務局と現地確認を行いました。

先ほどの説明にありましたように、譲渡人、譲受人双方の要望による共有名義農地の譲渡人持ち分のみの贈与であります。

譲受人の世帯は、米・麦・大豆を中心に、約 2.4ha の規模で営農されています。
譲受人につきましては、現在の耕作者。耕作をされている方でありまして、これまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議方をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 162 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 162 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 163 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 163 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 163 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、2 ページから 3 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として7月25日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、農業用倉庫兼車庫、農業用倉庫、観音堂、家庭菜園の申請となっています。

宅地や山林に囲まれた農地であり、周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接する土地所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第163号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第163号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第164号＝

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第164号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第164号。権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、4ページから5ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として7月27日に事務局と現地確認を行いました。
今回の転用は、借受人が農家分家住宅、庭、駐車場、農業用資材置場、家庭菜園の整備を計画されています。
周辺農地への影響もなく、区长、生産組合長、隣接する土地所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについては議事参与の制限がございます。○番、○○委員については、退室をお願いします。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第164号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第164号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

議長 ○番、○○委員の入室を認めます。

＝議案番号第165号＝

議長 議案番号第165号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第165号。権利の種類は、所有権移転、売買です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第1種農地。
農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成す

る上で当該農地を供することが必要であると認められるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 7 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、一般住宅の敷地拡張、駐車場、物干し場を目的とするものです。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 165 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 165 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第166号 ～ 議案番号第170号 ＝

議長 続きまして、4.「農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農業振興課 農政係

おはようございます。農業振興課農政係の〇〇と申します。農業振興地域整備計画の担当をしております。

本日は、農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更についてご審議していただきたく議案を提出させていただいております。

こちらは、いわゆる「農振除外」に関わるものでございまして、これらの制度につきましても、関係機関である農業委員会からの意見聴取というのが法により定められています。

今回の案件につきましては、農業振興地域計画に関する法律に基づいて要件を確認し、県との事前の協議を行ったうえで提出させていただいております。

早速ですが、今回の除外案件が3件、編入が2件となっております。議案の内容としては、議案番号第166号、申請者は、〇〇さん。変更理由は、農家分家住宅、駐車、庭として利用するためです。

次に、議案番号第167号、申請者は、〇〇さん。変更理由は、庭の一部として利用していたためです。

次に、議案番号第168号、申請者は、〇〇さん。変更理由は、建設業用資材置場として利用するためです。

詳細は、別紙位置図、詳細8ページから13ページをご覧ください。

農地転用するための農用地区域、農振青地からの除外は、農用地区域内の土地確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼさないようにする観点から、次の5要件をすべて満たす場合に限り除外可能となっております。5要件としては、

- 1 農地転用が必要かつ規模が適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であること。
- 2 農用地区域内の農用地の集団化や農作業の効率化等、農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 認定農業者等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 5 農業生産基盤整備事業、農業用排水施設の新設・変更、区画整理、農用地造成、埋め立て等の工事完了後8年を経過していることとなっております。

以上の観点から考慮しまして、議案番号166号から議案番号168号までの農振除外3件は承認が相当と判断いたします。

また、編入として、議案番号169号、申請者は、〇〇相続人代表〇〇さん。次に、議案番号170号、申請者は〇〇さんの編入2件は白石町の農業振興計画上必要と考えられる農地であるため、承認が相当と判断いたします。詳細は別紙位置図詳細14ページから17ページをご覧ください。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。まず、除外の議案番号第166号から168号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。除外の議案番号第166号から第168号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、除外の議案番号第 166 号から 168 号は当委員会で承認することに決定いたします。

議長 次に、編入の議案番号第 169 号から 170 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番〇〇です。

169 号・170 号も、新たに農振に加えるということになると思うのですが、そのことについては、問題ないのですが、169 号の土地ですね、宅地の周辺にある農地ですよ。その横の〇〇番の 3,359 m²は、農振に入ってなかったということは、ここは圃場整備区域ではなかったということですか。

農業振興課 農政係

こちらのほうは、圃場整備地区外だったのですが、〇〇番地と同様に田んぼとして利用をされていたみたいです。

○番 1 区画になっていたということですか。

農業振興課 農政係

そうです。こちらのほうの登記を取られて確認をしたところ、こちらの一部、宅地の一部が、田んぼとして利用されていたということで、今回、申請に至っております。

○番 わかりました。普通、一般的に考えると、宅地に付随する農地をわざわざ農振に入れるということは考えないのですよね。

同じく、170 号の分も、まさに宅地の部分ですよ。宅地の一部を入れるということですよ。

農業振興課 農政係

こちらのほうも、すでに田んぼとして利用をされています。田んぼの形として、カギがかかっているような形になっていたのです。

○番 わかりました。それでは、逆に確認したいと思うのですが、農振に指定していないと、農地として利用するのに支障があるのですか。

農業振興課 農政係

農業振興地域に含めていないと、ということですか。

こちらのほうが〇〇番と一体として、1 枚として作られている農地だったので、

こちらのほうも現況どおりに、編入したいと相談があって、今回、申請に至っています。

○番 相続をされる方が、編入したいと希望があったということですか。

農業振興課 農政係

申請者の方です。〇〇さん、そうですね。相続人の方です。

○番 〇〇さんのほうは、本人がそういう風にしたいということですね。

農業振興課 農政係

はい。現行のとおり、きれいにしたいということで、相談があって、今回の申請になっております。

○番 何と言いますか。普通、宅地に近い隣接した農地、畑等については、面積が狭小だったりすると使い勝手が悪いという形のなかで、どちらかという、勝手に転用が多かったのも、それが今回の場合、農用地として使っているのということですね。

はい。わかりました。

議長 ほかにありませんか。

○番 〇番の〇〇です。

質問ではないのですが、私、昔、土建屋さんしていて、土建屋さんってわかりますか。土建屋さんしていて、家主さんから、家を解いて、何もわからないので、依頼されるまま、全部取っ払って、敷地からなんから、田んぼにしました。

そしたら、農家の敷地は広いので、5反ほどありました。そこにある楠からなんから、取っ払って、きれいにしてしまっ、当時、トレンチャー工事が始まっていて、役場のどなたでしたか、ここにはいらっしやらないかな、担当の人が来て、「〇〇さん、ここは元宅地だから、トレンチャーできないからね。」

その時は、稲を作ってたわけ、刈ってたわけ、普通の田ん中みたいにしていて、そのところに、標をつけて、四角に標をつけて、ずるっとあがって、トレンチャーできなかったわけです。

いつも不思議に思ってたわけです。ちょっと、質問ではないのですが、そういう事もあったので、話しました。

やっぱり、今から段々こうして、農家も減って、逆に、田んぼもいらなくなって、そこまではしなくていいと。そうなってくると、白石町の家がなくなってくる。そこら辺のところは、臨機応変に、ある程度、農地法がありはするけれど、農地法の、今まで私も何年かしてきたけれど、かなり、農地法のおかしく、矛盾するところが、あります。何箇所も、農業委員会で言ったこともあります。ここは、ちょ

っとおかしいというのもあります。町から県、国へ、今から、農地法の見直しをしていかないといけないと、言わなければいけないのかなと、我々、農業委員で、農業委員会からも、そんな話も出たと。農業委員会の研修会もあるので、研修会の時に、質問して、どうですかと質問していかないといけないと思います。以上です。

議長 ほかになにかありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。編入の議案番号第 169 号から第 170 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、編入の議案番号第 169 号から 170 号は当委員会において承認することに決定いたします。

ここで、農業振興課の〇〇さんには、退席していただきます。

＝議案番号第 171 号＝

議長 続きまして、5. 議案番号第 171 号「令和 4 年白石町農用地利用集積計画（8 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第171号の「農用地利用集積計画（8号）の承認決定について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は5件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから3ページの相対での設定が10件、4ページから5ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が21件、合わせて31件の計画が提出されており、賃借権設定が30件、使用貸借権設定が1件となっております。

区分の内訳として新規が18件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが7件ありました。再設定は13件でした。

今回の利用権の総面積は143,251㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、すべて個人によるもので、農地中間管理機構によるものは21件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、36件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

所有権移転について審議します。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 171 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 171 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 利用権設定について審議します。

これについては議事参与の制限がございます。

○番、〇〇委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。

これについて質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 171 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 171 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝ 議案番号第 172 号 ～ 議案番号第 175 号 ＝

議長 続きまして 6. 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 172 号から議案番号第 175 号、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。

まず、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 172 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、太原上の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、18 ページから 19 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 173 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、20 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 174 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、廻里の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、21 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 175 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、深浦東分の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、22 ページをご覧ください。

以上、議案第 172 号から議案第 175 号です。
白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 172 号から議案第 175 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく願います。

議長 議案番号第 172 号から議案番号第 175 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく願います。

議長 議案番号第 172 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員で願います。

議長 議案番号第 173 号

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員で願います。

議長 議案番号第 174 号

〇番 その件について、質問してもよろしいでしょうか。

議長 どうぞ。

○番 ○番の○○です。

議案番号第 174 号の件ですが、先だって、本人の自宅に行っているいろいろ話を聞いてみたのですが、当事者の○○さんも奥様もまだ、元気でおられて、農業を現在しておられて、どういう理由で、手放されるのですかと聞いたところ、男 3 人いるけれど、誰も跡取りをしようとは言わないので、終活しようと思っていると言われ、年齢は、私達とあまり変わらず、まだ、元気にされており、この地図を見ると分かるように、自宅の裏と、屋敷の周りに合わせて、1 町 7 反ほどあります。この 2 反は、農業委員会に言ってきたけれど、あと、これも含めて考えようかなといわれたのですが、元気なうちは、農業をされていていいのではないのでしょうかと話しました。

そっちのほうで考えると言われました。これを今、あっせんにつながっているので、買う人を探したりしないといけないので、その辺、どんなかなと思ひまして、意見を聞きたいと思ひます。

事務局長 174 号につきましては、あくまで、○○さんのご意志の部分で、あっせん申出を出されていると。

○番 そういう風な意見で、全部意見を聞いて来たのですが、売りたいなら売っていいでしょうけど、私が話した帰り際には、本人さんのがんばりますという言葉も聞いたものですから、農業資産も持っておられるし、まだ、元気だし、もう少し、頑張ればと言ってきたので、あっせんを上げてはいるけど、取り消すこともできるのですか。

事務局長 あっせん申出の取下げも可能です。あと、本人のご意志が、考えが変わられた場合には、取り下げていただいて結構です。

議長 これで、大丈夫ですか。取下げも可能だと。
あっせん委員も一応、出しておきましょうか。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 議案番号第 175 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第 172 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 173 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 174 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 175 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 確認のため、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 はい。担当の職員でございます。議案書に書いておるとおりでございますが、まず、議案番号第 172 号は、○○、議案番号第 173 号は、○○、議案番号第 174 号は、○○、議案番号第 175 号は、○○。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)
1 合意解約の報告
2 農地パトロールの実施報告について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
業務連絡事項
(第 9 回農業委員会総会の日時及び場所)
1 日時・場所 … 令和 4 年 9 月 5 日 (月) 9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9 時 45 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員